平成２９年（フ）第４６４号
千葉県流山市駒木107番地の２　サンハイツ駒木207
債務者　渡部　春夫
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４６５号
千葉県流山市駒木107番地の２　サンハイツ駒木207
債務者　渡部　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７７号
千葉県柏市逆井841番地２　日暮コーポ205号
債務者　石橋　初江
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８２号
千葉県松戸市北松戸１丁目２番地の６　エステート小林１―202号
債務者　奥畑　和茂
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６１号
長崎県長崎市出雲１丁目６番８号　リンゴ館Ⅱ203号
債務者　濱野　雅代
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９２６号
大阪市天王寺区大道３丁目１番32―1204号
債務者　藤本　瑠美（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３号
静岡市駿河区丸子４丁目20番７―201号
債務者　髙田　盛雄
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６０９号
東京都江戸川区東小岩５丁目23―19
債務者　曽我　純也
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６５１号
東京都足立区西新井栄町３丁目11―１―301
債務者　水谷恭仁子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６７０号
東京都足立区本木南町10―20―202
債務者　藤本　秀男
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６７５号
東京都小平市栄町１丁目６―15
債務者　當山　純二
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６７６号
東京都小平市栄町１丁目６―15
債務者　當山ひろみ
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６７８号
埼玉県さいたま市見沼区大字東門前278―１―103
債務者　冨田　博紀
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６８７号
東京都品川区小山２丁目11―６―405
債務者　塚本　　翔
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６８９号
東京都江東区大島５丁目41―６―204
債務者　新田　菜摘（旧姓明比）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部